

# 京都大学競争的研究費等不正防止計画

－ 第 10 次 －

令和 6 年 1 2 月

京都大学競争的研究費等の不正防止実施本部

## 目次

第1 機関内の責任体系の明確化（ガバナンス） .....	2
1. 競争的研究費等の運営・管理における責任体制.....	2
2. 監事の役割の明確化 .....	4
第2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備（統制環境） .....	5
1. コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透） .....	5
2. ルールの明確化・統一化.....	5
3. 職務権限の明確化 .....	5
4. 誓約書の提出 .....	6
第3 不正リスクの把握と不正防止計画の策定・実施（リスクの評価と対応） .....	6
1. 不正防止計画の推進を担当する部署の設置 .....	6
2. 不正リスクの把握及び不正防止計画の管理 .....	6
第4 競争的研究費等の適正な運営・管理活動（統制活動） .....	7
第5 情報発信・共有化の推進（情報と伝達） .....	7
1. 競争的研究費等の不正防止に関する取組方針の発信 .....	7
2. 相談窓口の充実及び周知.....	7
第6 モニタリング .....	8
1. 部局管理責任者（第1のディフェンスライン） .....	8
2. 統括管理責任者・不正防止推進室、事務本部（第2のディフェンスライン） .....	8
3. コンプライアンス部、監事（第3のディフェンスライン） .....	8
第7 年度実施計画及び部局行動計画の作成と実施.....	9
第8 不正な経理等の発生時・発覚時の対応 .....	10
1. 不正な経理等の発生時・発覚時の対応 .....	10
2. 不正な経理等の発生時・発覚時における学内措置.....	10

別表1：年度実施計画（教育・啓発）

別表2：年度実施計画（不正使用防止）

別表3：相談窓口一覧

別紙：競争的研究費等の適正管理における責任体系図

参考資料（ひな型）：部局行動計画、部局責任体系図、周知等体制図、部局評価報告書

国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）は、「国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程」（以下「規程」という。）及び規程第4条第2項において最高管理責任者が定める不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、「国立大学法人京都大学における競争的研究費等の使用に関する行動規範」（以下「行動規範」という。）に沿って、競争的研究費等の適正な運営及び管理を確保し、不正使用等を防止することを目的として、「京都大学競争的研究費等不正防止計画-第10次-」（以下「不正防止計画」という。）を以下のとおり定める。

※不正防止計画において「教職員等」とは、規程第3条第4項「本学の役員、教職員その他競争的研究費等の運営及び管理に関わるすべての者をいう。」を指す。

※不正防止計画は本学が管理し本学の教育研究活動のために執行されるすべての経費について準用する。

## 第1 機関内の責任体系の明確化（ガバナンス）

研究費不正の根絶を実現するため、最高管理責任者の強力なリーダーシップの下、大学全体で不正防止に取り組む。

各責任者の責任の範囲と権限及び役割、本部と部局の役割を明確化し、実効性のある不正防止体制を整備する。

### 1. 競争的研究費等の運営・管理における責任体制

#### ①最高管理責任者

競争的研究費等の適正な運営及び管理について本学を統括する権限を有する者であり、規程第4条の定めにより、総長がその最終責任を負う。

#### 役割

- ・基本方針の策定及び教職員等への周知
- ・統括管理責任者、部局管理責任者等が責任を持って、競争的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮
- ・不正防止計画及び年度実施計画を部局管理責任者及び事務本部に提示
- ・部局行動計画の実施状況に応じて、部局管理責任者に部局行動計画の適正な実施に向けた改善を指示
- ・事務本部における年度実施計画の実施状況に応じて、事務本部に年度実施計画の適正な実施に向けた改善を指示

## ②統括管理責任者及び副統括管理責任者

統括管理責任者は、最高管理責任者（総長）を補佐し、競争的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育について、実務上、本学を統括する権限と責任を有する者であり、規程第 5 条の定めにより、財務担当理事がその責を負う。

統括管理責任者を補佐する者として、副統括管理責任者を置き、規程第 5 条の定めにより、総務担当理事がその責を負う。

### 役 割

- ・部局行動計画の内容を不正防止推進室において確認させ、改善が必要な場合は、部局管理責任者に適正な計画への変更を指示
- ・部局評価報告書及び年度実施計画評価報告書に基づき、部局行動計画及び事務本部における年度実施計画（以下「部局行動計画等」という。）の実施状況について、不正防止推進室において検証させ、その検証結果を最高管理責任者に報告
- ・最高管理責任者より部局行動計画等の実施状況に対して改善の指示があったときは、部局管理責任者及び事務本部から改善の報告を受け、その状況について最高管理責任者に報告

## ③部局管理責任者及び副部局管理責任者

部局管理責任者は、部局における競争的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育を行う者であり、規程第 6 条の定めにより、部局長がその責を負う。

部局において必要と認めるときは、副部局管理責任者を置くことができる。その場合は、氏名並びに権限と責任を明確化し、部局教職員等に対して周知する。

### 役 割

- ・当該部局の経理責任者と連帯し、競争的研究費等の管理及び執行が適切であるか監督を行い、必要に応じて教職員等に改善を指導
- ・不正防止計画及び年度実施計画に基づき、部局行動計画を作成し、統括管理責任者に提出
- ・部局行動計画を実施し、その実施状況について自己評価を行い、事業年度ごとに部局評価報告書を統括管理責任者に提出
- ・最高管理責任者より部局行動計画の実施状況に対して改善の指示があったときは、計画の適正な実施に向けた改善に努め、その改善状況について統括管理責任者に報告

## ④競争的研究費等の不正防止実施本部（以下「不正防止実施本部」という。）

規程第 7 条の 2 の定めにより、最高管理責任者（総長）を本部長とし、理事、副学長、部局長、機構長等、部局長会議構成員のすべてが参画する。

## 役 割

- ・基本方針に基づく不正防止計画の策定
- ・競争的研究費等の不正使用の発生要因に対する改善策の策定
- ・教職員等に対する競争的研究費等に係る行動規範を浸透させるための方策の策定

### ⑤競争的研究費等の不正防止推進室（以下「不正防止推進室」という。）

規程第 8 条の定めにより、統括管理責任者を室長とし、副統括管理責任者、理事、事務本部各部長（人事、財務、研究推進）、最高管理責任者が指名する教職員、最高管理責任者が必要と認める学外の有識者で構成する。

## 役 割

- ・競争的研究費等の適正な運営及び管理の実態並びに部局におけるコンプライアンス教育の実施状況の把握及び検証
- ・基本方針に基づく不正防止計画の推進及び検証並びに改善
- ・競争的研究費等の不正使用の発生要因の分析及び評価
- ・関係部局と協力し、競争的研究費等の不正使用の発生要因に対する改善策の立案
- ・教職員等に対する競争的研究費等に係る行動規範を浸透させるための方策の推進
- ・その他最高管理責任者が必要と認めること

## 2. 監事の役割の明確化

監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、最高管理責任者に定期的に報告し、意見を述べる。

監事は、その役割を十分に果たせるよう、以下のように関係役員及び関係部署等との連携を強化し、業務に取り組む。

- ・法務・コンプライアンス担当副学長、監査担当理事、コンプライアンス部長と定期的に意見交換を行い、大学全体の情報を共有する。
- ・監査担当理事、統括管理責任者を含む関係理事及び会計監査人との連絡協議会（四者協議会）を開催し、全学の競争的研究費等の適正化に係る課題への対応について、定期的に協議を行う。

## 【参考】別紙「競争的研究費等の適正管理における責任体系図」

## 第2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備（統制環境）

不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

### 1. コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

- ①統括管理責任者及び不正防止推進室は、教職員等を対象とする e-Learning 研修「研究費等の適正な使用について」をはじめ、新規採用教員講習、新任部局長研修等、教職員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるコンプライアンス教育プログラムを設定し、定期的に内容の見直しを行う。
- ②統括管理責任者及び不正防止推進室は、教職員等の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成するため、研究費不正防止啓発月間（11月及び12月）、研究公正担当理事による部局キャラバン及び意識調査アンケート等の啓発活動を計画的に実施する。
- ③部局管理責任者は、年度実施計画に基づき部局行動計画を作成し、所属する教職員等に対してコンプライアンス教育を実施及び受講状況を把握するとともに、誓約書の提出を求める。また、部局の実情に合わせ、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

### 2. ルールの明確化・統一化

- ①事務本部は、競争的研究費等の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確にし、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて適切に見直しを行う。
- ②事務本部は、競争的研究費等の使用及び事務処理手続きに関するルールの全体像を体系化し、教職員等に分かりやすい形で周知する。
- ③事務本部は、教職員等におけるルールの恣意的な運用を排除し、統一ルールに基づく競争的研究費等の使用及び事務処理手続きの簡素化を図り、教職員等の負担軽減を実現する手続きの電子化を推進する。
- ④部局管理責任者は、教職員等及び給与、謝金、旅費の支給を受ける学生に対してルールの周知を徹底する。

### 3. 職務権限の明確化

- ①最高管理責任者及び統括管理責任者は、競争的研究費等の事務処理に関する教職員等の

権限と責任について、責任の所在を明確にし、業務の分担の実態と会計職務権限規程の間に乖離が生じないよう、必要に応じて適切に見直す。

- ②部局管理責任者は、当該部局の経理責任者と連帯し、競争的研究費等の適正な運営及び管理を行う。
- ③事務本部は、教員発注に関して、その権限と責任を明確化する。また、教職員等が検収・検査等の会計事務を行う場合の権限と責任を明確化する。

#### **4. 誓約書の提出**

- ①教職員等は、競争的研究費等の使用に係る関連規程等の遵守について、規程第10条第3項に定める誓約書を最高管理責任者に提出する。
- ②教職員等は、当該誓約書を統括管理責任者が定める期日までに提出しない場合は、競争的研究費等の管理・執行に関わるができない。

### **第3 不正リスクの把握と不正防止計画の策定・実施（リスクの評価と対応）**

#### **1. 不正防止計画の推進を担当する部署の設置**

- ①大学全体の観点から、不正防止計画の推進を担当する部署として、最高管理責任者の指揮の下に統括管理責任者を室長とする不正防止推進室を置く。  
不正防止推進室には、外部有識者を委員として参画させ、幅広い見地から意見・助言を得て、大学全体の具体的な対策（年度実施計画）を毎年度、検討・作成し、部局及び事務本部における実施状況を確認する。
- ②競争的研究費等の不正防止に係る企画立案を行うため、研究推進部研究推進課長を室長とする不正防止実施本部事務室を置く。

#### **2. 不正リスクの把握及び不正防止計画の管理**

- ①大学全体の不正リスクの把握と分析
  - ・不正防止推進室は、コンプライアンス部と連携して、不正リスクを把握し、大学全体の状況を体系的に整理し評価する。
  - ・コンプライアンス部、不正防止推進室及び事務本部関係各部は、監事に適切な情報提供を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しについて、監事と意見交換を行う。
  - ・不正防止推進室は、コンプライアンス部と連携し、把握した不正リスクへの対応策及び内部監

査結果等を踏まえ、次年度の年度実施計画の立案を行う。

#### ②部局における不正リスクの把握と分析

・リスク対策の第一義的な実行主体は部局であり、部局管理責任者は、部局におけるリスクオーナーであることを自覚し、当該部局の経理責任者と連帯して、日常業務の中で行われるモニタリング等を通じて、不正リスクを把握・分析し、適切な対応を行う。

## 第4 競争的研究費等の適正な運営・管理活動（統制活動）

競争的研究費等の適正な執行を確保し、不正を行える「機会」の根絶を目指し、チェックが有効に機能する運営・管理活動を行う。

- ①統括管理責任者は、教員と取引業者の癒着の発生を防止するための対策を講じる。
- ②統括管理責任者は、発注者以外の第三者による検収が確保されるよう制度を厳格に運用させる。
- ③統括管理責任者は、旅費や給与・謝金等の支払いに際して、出張や業務等を行ったことの実を、事務職員が確認することを徹底させる。
- ④部局管理責任者は、当該部局の経理責任者と連帯し、競争的研究費等の執行状況の把握及び執行が特定の時期に偏っている者への指導・助言を行う。
- ⑤部局管理責任者は、部局の教職員に換金性の高い物品を含む資産について適切に管理することを徹底させる。

## 第5 情報発信・共有化の推進（情報と伝達）

### 1. 競争的研究費等の不正防止に関する取組方針の発信

事務本部は、競争的研究費等の使用に関するルールや不正使用防止に係る本学の取組について、分かりやすく体系化・集約化して大学ホームページ等に掲載し、機関内外に発信する。

### 2. 相談窓口の充実及び周知

- ①事務本部及び部局は、教職員等が日常的な研究活動や業務において、不明な点を気軽に相談できるよう相談窓口（別表3）の周知を図り、研究者と職員間のコミュニケーションを促進する（大学ホームページへの掲載、研修時の周知等）。
- ②事務本部及び部局は、研究者からの相談に適切で統一的な対応ができるよう、講習会等により事務職員の業務に関する知識・能力の向上を図る。



## 第6 モニタリング

不正発生の可能性を最小にすることを旨とし、各責任者等は以下の実効性のあるモニタリングを実施する。

### 1. 部局管理責任者（第1のディフェンスライン）

部局管理責任者は当該部局の経理責任者と連帯し、教職員等が適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか、部局の特性に応じたモニタリングを行い、必要に応じて改善を指導する。

モニタリングの例) 日常の予算執行における手続きや支払い業務での点検・確認  
給与・謝金、旅費の抽出による実態確認  
予算執行状況の確認

### 2. 統括管理責任者・不正防止推進室、事務本部（第2のディフェンスライン）

#### ①部局行動計画等の実施状況モニタリング

- ・統括管理責任者及び不正防止推進室は、部局行動計画等の実施状況について、事業年度ごとに部局及び事務本部による自己評価結果の報告を求め、書面によるモニタリングを行う。
- ・統括管理責任者及び不正防止推進室は、上記モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ、部局管理責任者及び事務本部へのヒアリング調査を実施する。

#### ②部局における研究費の管理・執行状況モニタリング

- ・不正防止推進室は、外部委員と連携し、取引内容の定期的なモニタリングを行う。
- ・事務本部は、旅費における交通費の実費精算制及び学生謝金の雇用化に関する部局での運用状況について、定期的にモニタリングを行う。
- ・事務本部は、事務処理手続きの電子化を推進することにより、全学の状況を客観的にモニタリングできる体制の構築を図る。

### 3. コンプライアンス部、監事（第3のディフェンスライン）

大学全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているかを確認・検証する。

- ①コンプライアンス部は、競争的研究費等の適正な運営並びに管理体制の確認及び検証のため、不正防止推進室における不正防止計画の推進状況及び検証結果を監査する。
- ②コンプライアンス部は、毎年度の監査計画に基づき、会計経理の監査及びリスクアプローチ監査を実施する。
- ③内部監査の実施に当たっては、専門的な知識を有する者を参画させ、内部監査の質の向上を図る。

る。

④監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認する。

## 第7 年度実施計画及び部局行動計画の作成と実施

第1～第6までの取組方針に基づき、具体的な対策として、年度実施計画及び部局行動計画を事業年度ごとに作成・実施し、不正の発生を防止する。

①最高管理責任者は、次の年度実施計画を部局管理責任者及び事務本部に提示する。

・年度実施計画（教育・啓発）【別表1】

コンプライアンス教育及び啓発活動の年間を通した全体的な計画

・年度実施計画（不正使用防止）【別表2】

大学全体の不正リスクを体系的に整理・評価し、事務本部及び部局が優先的に実施する具体的な取組、教職員等が確認すべき事項を定めた計画

②部局管理責任者は、最高管理責任者が提示した不正防止計画及び年度実施計画に基づき、不正リスクの発生を部局の実情に応じて分析し、部局で取り組む具体的な対策として、次の部局行動計画を作成し、統括管理責任者に報告するとともに、部局の教職員等に周知し、実施する。

・部局行動計画（教育・啓発）…コンプライアンス教育及び啓発活動の年間計画

・部局行動計画（不正使用防止）…部局における不正リスクへの具体的な対応策

③統括管理責任者及び不正防止推進室は、部局行動計画の内容を確認し、必要に応じて、部局管理責任者に計画内容の改善を指示する。

④部局管理責任者は、部局行動計画の実施状況を自己評価し、事業年度ごとに部局評価報告書により統括管理責任者に報告する。また、研究費の管理・執行モニタリングを通じて把握した不正リスクを統括管理責任者に報告する。

⑤事務本部は、事業年度ごとに年度実施計画における実施状況を自己評価し、年度実施計画評価報告書により統括管理責任者に報告する。

⑥統括管理責任者及び不正防止推進室は、部局評価報告書及び年度実施計画評価報告書に基づき、部局行動計画等の実施状況等を点検・評価し、統括管理責任者はその結果を最高管理責任者に報告する。

⑦最高管理責任者は、統括管理責任者からの報告に基づき、必要な改善を部局管理責任者及び事務本部に指示する。

## 第8 不正な経理等の発生時・発覚時の対応

### 1. 不正な経理等の発生時・発覚時の対応

- ①部局管理責任者は、競争的研究費等に係る不正使用等が行われたことが明らかになったときは、当該不正使用等に関する改善策を講じ、その内容を部局内に周知するとともに、統括管理責任者に報告する。
- ②統括管理責任者は、競争的研究費等に係る不正使用等が行われたことが明らかになったときは、当該不正使用等が行われた部局の部局行動計画の実施状況を検証し、及び当該検証結果に基づいて改善の指示を行う。
- ③競争的研究費等の不正使用に関する必要な調査は、「京都大学における競争的研究費等の不正使用に係る調査要項」により行う。

### 2. 不正な経理等の発生時・発覚時における学内措置

#### ①教職員等に対する措置

- ・競争的研究費等の不正等事案に係る処分については、「研究費等の不正等事案に係る処分の取扱いについて」（令和3年9月28日、役員会決定）により、厳格に取り扱う。
- ・競争的研究費等の不正使用を行った場合は、学内の研究支援事業への応募資格を一定期間停止する。
- ・競争的研究費等の不正使用に加担もしくは黙認した場合は、学内の研究支援事業への応募資格を一定期間停止することがある。

#### ②部局に対する措置

- ・競争的研究費等の不正が発生した部局に対しては、翌年度に当該部局が受け入れる競争的研究費に係る間接経費の配分を停止する。（「競争的研究費に係る間接経費の取扱いについて」（令和3年9月28日、役員会決定）

別表1～3、参考資料は添付省略

# 競争的研究費等の適正管理における責任体系図

